

都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱

2 産労農振第 3013 号

令和 3 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

東京都は、都市農業経営力強化事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付 2 産労農振第 3012 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率等

- 1 補助金の交付の対象となる事業区分、経費、補助率及び補助対象経費の上限額及び下限額については、別表 1 に定めるとおりとする。
- 2 補助金額は、1 の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 本事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

第 3 暴力団の排除

事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第 4 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を申請しようとする区市町長（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、1 の規定による申請書を提出するに当たっては、事業費から消費税等相当額を除いて申請するものとする。

第 5 補助金の交付決定

- 1 知事は、第 4 の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は補

助金の交付を決定し、申請者に通知する。

- 2 1の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第6 申請の撤回

第5の1の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第8 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた区市町長（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）事業費又は事業量の3割を超える変更
 - （3）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
 - （4）その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第4号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 11 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、第 5 の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第 5 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 13 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 1 の規定は、第 8 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1 及び 2 に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 12 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が 1 の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（別記様式第 6 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 14 額の確定

知事は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

第 15 是正措置

- 1 知事は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 16 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、1 の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 7 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 14 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第 9 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 17 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - （4）その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は第 14 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 18 補助金の返還

- 1 知事は、第 7 又は第 17 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 14 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 17 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 19 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 19 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 23 財産処分制限

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、都市農業振興特別対策事業については別記様式第 10 号により、都市農業振興施設整備事業については別記様式第 10 号の 2 により財産管理台帳を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京

都補助金等交付規則第 24 条に基づき、別記様式第 11 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 3 において、補助金等交付施設の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第 24 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 その他

補助事業者は、事業実施主体に対し補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	事業目的	補助率	補助対象経費の 上限額及び下限額
1 都市農業振興特別対策事業	産地競争力の強化	3 / 4 以内 (国 1 / 2 以内、 都 1 / 4 以内)	下限額は 100,000 千円とする。
2 都市農業振興施設整備事業	1 経営力の強化 2 新技術の導入 3 生産基盤の高度化 4 地域農業の活性化	1 / 2 以内	1 上限額は 100,000 千円を超えないものとする。 2 下限額は 2,000 千円とする。

別記様式第1号（第4関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長名 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第4の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

(事業の効果)

2 施設整備事業計画（実績）

事業実施主体	事業内容	事業量	経費の配分					備考
			総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
					都費 (A)	区市町 費 (B)	その他 (C)	
			円	円	円	円	円	
合計								

(注) 都費は合計において千円に満たない端数を切り捨てる。

3 事業完了(予定)年月日

年 月 日

4 添付書類

(1) 区市町の補助金の交付に関する規程（実績報告にあつては、規程に変更のあった場合のみ添付）

(2) 実施設計書（実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約、その他実績の確認に必要な書類）

別記様式第2号（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年
度都市農業経営力強化事業について、同事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下
記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請しま
す。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書
きにする。）

別記様式第3号（第9関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）中止(廃止)承認申請書

年において都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下
記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 10 の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業 内容	交付 決定額	月 日現在の 支出額		残高		支出予定額		事業遂行 不能の場合の 不用額
		補助対象 経費	補助 金額	補助対象 経費	補助 金額	補助対象 経費	補助 金額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								

3 今後の対応

別記様式第 5 号（第 11 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業
について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 11 の 1 の規定に基づき、 年
月末現在（第 四半期）の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

事業内容	交付決定時事業計画		月 日末現在 (第 四半期) 執行率			3 月末日予定	
	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
		円		円	%		円
合計							

2 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第 6 号（第 13 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 13 の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第 1 号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第 7 号（第 16 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記補
助金について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 16 の 2 の規定に基づき、下記
金額を請求します。

記

事業内容	補助金額	備考
	円	
合 計		

番 号
年 月 日

区市町長 印

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 16 の 2 の規定に基づき、下記により概算払による交付を請求します。

2 請求金額

[illegible]

別記様式第 9 号（第 16 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補
助金について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 16 の 3 の規定に基づき、下記
により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

財 産 管 理 台 帳

区市町（事業実施主体）名

地区名			地区	事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名										
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
									交付金	都道府 県費	区市町 費	その他						
	計																	
	計																	
	合計																	

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 適応欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財産管理台帳

区市町名

事業実施年度				事業実施主体名				事業名		都市農業経営力強化事業					
事業の内容				工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業内容	工種・ 構造 施設 区分	事業量	施行箇所 又は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								都補助金	区市町費	実施 主体費					
合計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

別記様式第 11 号（第 23 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）により取得した財産の処分承認申請書

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）に
より取得した（又は効用の増加した）財産について、都市農業経営力強化事業費補助金交付
要綱第 23 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 処分の理由

- （１）社会経済情勢の変化等の事情
- （２）地域経済の活性化の目的

2 処分の対象施設等

- （１）施設等の名称、所在、型式、数量
- （２）事業主体
- （３）事業費・補助金額・補助率
- （４）施設等の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- （５）現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区分）

4 取扱いに関する要件の適合について

5 納付金額（予定額）